

令和8年度臨時定員地域枠について

令和7年3月開催
第5回府医療対策協議会 資料2-1

経過等

○国の動向

- 第9回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会（R7.1.21）
 - ・令和8年度臨時定員としての地域枠設置方針に関する配分方法について、医師多数県の臨時定員地域枠は、原則として令和7年度臨時定員から令和6年度臨時定員に0.2を乗じた数を減算とする旨了承
⇒ 大阪府の場合：12人→9人（▲3人：令和6年度定員15人×0.2）
- 厚生労働省・文部科学省事務連絡（R7.2.14）
 - ・第9回検討会で示した令和8年度の医学部臨時定員の配分方針に沿って配分を行う。
 - ・都道府県においては、令和8年度の臨時定員地域枠の増員申請の検討に当たって、直近の需給推計では、将来的には医師数（供給）が医療ニーズ（需要）を上回り医師数が過剰となることが見込まれ、臨時定員の適正化の方向性で検討が進められていること等を踏まえ特定の地域等での勤務を要件とした地域枠が必要と考える場合であっても、臨時定員としてではなく、まずは、恒久定員内地域枠に移行して設置することについて大学と調整の上、検討を行うこと。

協議事項

- ①府内の医師の偏在解消に向け、引き続き臨時定員地域枠が必要であることから、国に対し、大阪府医療対策協議会長名で要望書（資料2-2）を提出してよろしいか。
- ②定員調整については、今後大学へ調査を実施したうえで、令和7年度入学定員調整の考え方を基本として、検討を進めることとしてよろしいか。（検討内容については今後協議予定）

【参考・令和7年度入学定員調整の考え方】

■地域枠学生の確保・養成に関する実績及び地域医療への貢献状況を踏まえ地域枠設置大学と調整を進める

■各大学の減員数については、臨時定員数の減少による影響を踏まえ、前年度比▲1までとする

<今後のスケジュール>

国への要望など	減員調整が必要となった場合、定員調整
・大阪府医療対策協議会会長名で、国に対し、臨時定員地域枠削減方針の見直し等に関する要望書提出（3月） ・国及び有識者ヒアリングへの対応（5～6月）	・臨時定員数減に備え、<u>恒久定員内への振替等についての調査を実施</u> ・上記調査結果を踏まえ、<u>対応案を整理</u>し、大学と調整（～8月）